

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の26第1項
【提出先】	関東財務局長 殿
【氏名又は名称】	クリフォード チャンス法律事務所 外国法共同事業 弁護士 神山 達彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階
【報告義務発生日】	平成25年10月15日
【提出日】	平成25年10月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	-

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヤマダ電機
証券コード	9831
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(英国法に基づくリミテッドパートナーシップ)
氏名又は名称	ジーエルジー パートナーズ エルピー (GLG Partners LP)
住所又は本店所在地	英国ロンドン ダブリュー 1 ジェイ 5 エイチピー、ワン・カーゾン・ストリート (One Curzon Street, London W1J 5HB, United Kingdom)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成12(2000)年3月3日
代表者氏名	ジーエルジー パートナーズ リミテッド(GLG Partners Limited)
代表者役職	ジェネラルパートナー(General Partner)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 神山 達彦
電話番号	03-5561-6600(代表) 03-5561-6645(担当者直通)

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			48,500,500
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 48,500,500
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数(27条の23 4項)	S		
保有株式等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	48,500,500	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株・口) (平成25年10月15日現在)	V	966,489,740
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		-

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
